

各都道府県旅行業担当部局 御中

観光庁観光産業課

本年4月から、バス運転者にも時間外労働の上限規制（以下「上限規制」という。）（参考1）及び令和4年12月23日に改正された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）（参考2）が適用されています。

このたび、厚生労働省及び国土交通省から、貸切バス運転者の長時間労働の是正など労働環境の改善に向けて、新たに作成した別添リーフレット及び啓発動画「はたらきかたススめ ver 2（バス編）」（<https://www.youtube.com/watch?v=sNq9gApIuto>）（ポータルサイト「はたらきかたススめ」（<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>）にも掲載。）の共有があり、併せて別紙のとおり各旅行業者等への周知に係る依頼がありました。

つきましては、一般社団法人日本旅行業協会又は一般社団法人全国旅行業協会非加盟の登録旅行業者等に対して、別添リーフレット及び啓発動画を周知し、下記の内容への御理解と御協力を呼びかけていただきますようお願いいたします。

なお、本件については、一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会に対しても、通知したことを申し添えます。

## 記

### 1 改善基準告示の遵守について

バス運転者が、改善基準告示に定められた拘束時間や休息期間、運転時間、連続運転時間の範囲内で業務を行い、バス事業者が上限規制を遵守することができるよう、貸切バスの発注を担当される方に改善基準告示を周知し、行程について貸切バス事業者とよく話し合うようにしてください。

### 2 貸切バス運転者の賃上げについて

本年10月1日から順次、地域別最低賃金が改定され、全国加重平均で5.1%引き上げられたところですが（参考3）、貸切バス事業におけるバス運転者の確保には、上限規制及び改善基準告示の遵守とともに、バス運転者の処遇改善に向けた更なる賃上げが必要です。

貸切バス事業者が、適切に安全への投資を行いながら、賃上げの原資を確保できるよう、人件費や燃料費等のコストの上昇を踏まえた適正な運賃、料金による取引をお願いします。

(別紙)

事務連絡  
令和6年11月5日

観光庁観光産業課 御中

厚生労働省  
労働基準局労働条件政策課  
国土交通省  
物流・自動車局旅客課

バス運転者の働き方改革の実現に向けた周知・広報の実施について（周知依頼）

日頃より、労働基準行政及び自動車行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月から、バス運転者にも時間外労働の上限規制及び令和4年12月23日に改正された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）が適用されています。

バス運転者の長時間労働の是正など労働環境の改善に向けて、厚生労働省では、国土交通省と連携しながら、昨年6月から、適切なダイヤ・行程による発注への御協力を呼びかけており、今後も別添リーフレット及び啓発動画「はたらきかたススめ ver2（バス編）」（<https://www.youtube.com/watch?v=sNq9gApIuto>）（ポータルサイト「はたらきかたススめ」（<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>）にも掲載。）により周知広報を行ってまいります。

つきましては、貴課におかれましても、貸切バス運転者の労働環境の改善に向けて、旅行者等から引き続き御理解と御協力をいただけるよう、一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会等の関係団体を通じて関係事業者に確実に別添リーフレット及び啓発動画に関する周知がなされるよう、所要の措置をお願いいたします。

(参考1) 自動車運転者の時間外労働の上限規制について

## 自動車運転者の時間外労働の上限規制

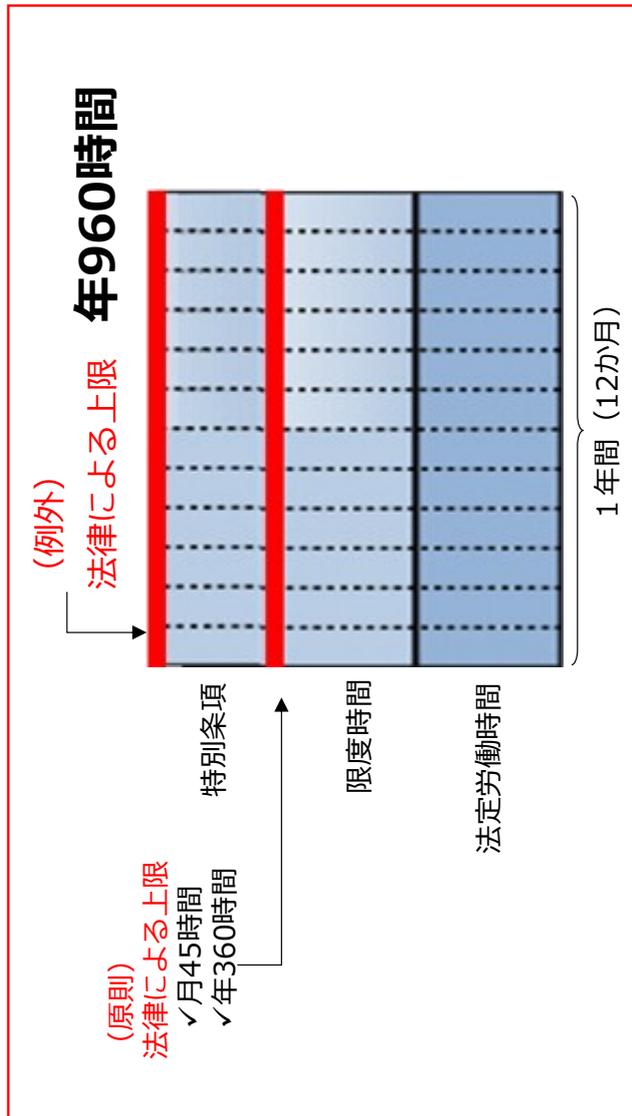
R6年3月31日まで



R6年4月1日以降

上限なし ※大臣告示 (限度基準告示) の適用なし

※ 改正された「改善基準告示」も2024年4月から適用されている



## 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)

- 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、**トラックなどの自動車運転者**について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい**拘束時間**(始業から終業までの時間(休憩時間を含む))、**休息期間**(勤務と勤務の間の自由な時間)、**運転時間等の基準**を定めたもの。

### 制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定(昭和42年)

- 長時間労働、交通事故の増加
- 路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約採択

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定の策定(昭和54年)

中央労働基準審議会での関係労使の議論

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、「改善基準告示」を策定(平成元年)

※告示制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するに伴い、見直しが行われた。平成9年に改正されたからは、令和4年に至るまで、内容を併う改正は行われていなかった。

【参考】拘束時間と休息期間

▶ **拘束時間**とは、労働時間、休憩時間その他の使用者に拘束されている時間をいう。

▶ **休息期間**とは、使用者の拘束を受けない期間をいう。

08:00 21:00



拘束時間

作業時間(運転・整備等)

労働時間

休憩時間

手待ち時間(荷待ち等)

# バス運転者に適用される「改善基準告示」の改正の概要①

		旧告示	改正後（令和6年4月1日～）
1年・1か月、 52週・4週平均1週 の拘束時間	1年・1か月	<p>【例外】</p> <p>①貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、②貸切バスに乗務する者及び③高速バスに乗務する者の場合、労使協定により、次のとおり延長可</p> <p>4週平均1週 <u>71.5</u>時間以内 （52週のうち16週まで）</p>	<p>1年 <u>3,300</u>時間以内</p> <p>1か月 <u>281</u>時間以内</p> <p>【例外】</p> <p>貸切バス等乗務者（左記①②③の者+乗合バス乗務者（一時的需要に応じて運行されるもの））の場合、労使協定により、次のとおり延長可</p> <p>1年 <u>3,400</u>時間以内</p> <p>1か月 <u>294</u>時間以内（年6か月まで） →281時間超は連続4か月まで</p>
	※いずれか一方を選択		<p>52週 <u>3,300</u>時間以内</p> <p>4週平均1週 <u>65</u>時間以内</p> <p>【例外】</p> <p>貸切バス等乗務者の場合、労使協定により、次のとおり延長可</p> <p>52週 <u>3,400</u>時間以内</p> <p>4週平均1週 <u>68</u>時間以内（52週のうち24週まで） →65時間超は連続16週まで</p>
1日の拘束時間	<p>原則 <u>13</u>時間以内 （上限 <u>16</u>時間、 <u>15</u>時間超は週2回まで）</p>	<p>原則 <u>13</u>時間以内 （上限 <u>15</u>時間、<u>14</u>時間超は週3回までが目安）</p>	
1日の休息期間	<p>継続 <u>8</u>時間以上</p>	<p>継続 <u>11</u>時間以上与えるよう努めることを基本とし、 <u>9</u>時間を下回らない</p>	

## バス運転者に適用される「改善基準告示」の改正の概要②

		改正後（令和6年4月1日～）
	旧告示	
運転時間	<p>2日平均1日当たり <u>9</u>時間以内 4週平均1週当たり <u>40</u>時間以内</p> <p>【例外】 貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び高速バスに乗務する者の場合、労使協定により、次のとおり延長可 <u>2,080</u>時間以内 4週平均1週当たり <u>44</u>時間以内 (52週のうち16週まで)</p>	<p>現行どおり</p> <p>【例外】 貸切バス等乗務者の場合、労使協定により、現行どおり延長可</p>
連続運転時間	<p><u>4</u>時間以内 (運転の中断は、 1回連続<u>10</u>分以上、合計<u>30</u>分以上)</p>	<p>現行どおり</p> <p>高速バス・貸切バスの高速道路の美車運行区間の連続運転時間は、おおむね<u>2</u>時間までとするよう努める</p> <p>【例外】 緊急通行車両の通行等に伴う軽微な移動の時間を、<u>30</u>分まで連続運転時間から除くことができる</p>
予期し得ない事象	/	<p>予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）及び連続運転時間から除くことができる<sup>(※1、2)</sup></p> <p>勤務終了後、通常どおりの休息期間（連続11時間以上を基本、9時間を下回らない）を与える</p> <p>※1 予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと</p> <p>※2 運転日報上の記録に加え、客観的な記録（公的機関のHP情報等）が必要。</p>



## (参考3) 最低賃金の改定について

## 令和6年度 地域別最低賃金 改定状況

都道府県名	改定額【円】 ※括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額	引上げ額【円】	引き上げ率【%】	発効年月日
北海道	1010 ( 960 )	50	5.2	令和6年10月1日
青森	953 ( 898 )	55	6.1	令和6年10月5日
岩手	952 ( 893 )	59	6.6	令和6年10月27日
宮城	973 ( 923 )	50	5.4	令和6年10月1日
秋田	951 ( 897 )	54	6.0	令和6年10月1日
山形	955 ( 900 )	55	6.1	令和6年10月19日
福島	955 ( 900 )	55	6.1	令和6年10月5日
茨城	1005 ( 953 )	52	5.5	令和6年10月1日
栃木	1004 ( 954 )	50	5.2	令和6年10月1日
群馬	985 ( 935 )	50	5.3	令和6年10月4日
埼玉	1078 ( 1028 )	50	4.9	令和6年10月1日
千葉	1076 ( 1026 )	50	4.9	令和6年10月1日
東京	1163 ( 1113 )	50	4.5	令和6年10月1日
神奈川	1162 ( 1112 )	50	4.5	令和6年10月1日
新潟	985 ( 931 )	54	5.8	令和6年10月1日
富山	998 ( 948 )	50	5.3	令和6年10月1日
石川	984 ( 933 )	51	5.5	令和6年10月5日
福井	984 ( 931 )	53	5.7	令和6年10月5日
山梨	988 ( 938 )	50	5.3	令和6年10月1日
長野	998 ( 948 )	50	5.3	令和6年10月1日
岐阜	1001 ( 950 )	51	5.4	令和6年10月1日
静岡	1034 ( 984 )	50	5.1	令和6年10月1日
愛知	1077 ( 1027 )	50	4.9	令和6年10月1日
三重	1023 ( 973 )	50	5.1	令和6年10月1日
滋賀	1017 ( 967 )	50	5.2	令和6年10月1日
京都	1058 ( 1008 )	50	5.0	令和6年10月1日
大阪	1114 ( 1064 )	50	4.7	令和6年10月1日
兵庫	1052 ( 1001 )	51	5.1	令和6年10月1日
奈良	986 ( 936 )	50	5.3	令和6年10月1日
和歌山	980 ( 929 )	51	5.5	令和6年10月1日
鳥取	957 ( 900 )	57	6.3	令和6年10月5日
島根	962 ( 904 )	58	6.4	令和6年10月12日
岡山	982 ( 932 )	50	5.4	令和6年10月2日
広島	1020 ( 970 )	50	5.2	令和6年10月1日
山口	979 ( 928 )	51	5.5	令和6年10月1日
徳島	980 ( 896 )	84	9.4	令和6年11月1日
香川	970 ( 918 )	52	5.7	令和6年10月2日
愛媛	956 ( 897 )	59	6.6	令和6年10月13日
高知	952 ( 897 )	55	6.1	令和6年10月9日
福岡	992 ( 941 )	51	5.4	令和6年10月5日
佐賀	956 ( 900 )	56	6.2	令和6年10月17日
長崎	953 ( 898 )	55	6.1	令和6年10月12日
熊本	952 ( 898 )	54	6.0	令和6年10月5日
大分	954 ( 899 )	55	6.1	令和6年10月5日
宮崎	952 ( 897 )	55	6.1	令和6年10月5日
鹿児島	953 ( 897 )	56	6.2	令和6年10月5日
沖縄	952 ( 896 )	56	6.3	令和6年10月9日
全国加重平均	1055 ( 1004 )	51	5.1	-